

国民年金Q&A

問い合わせ
国保年金課 国保年金係(☎内線306)
南福岡年金事務所 国民年金課 ☎(552)6128



Q 会社を退職した場合、年金の手続きはどのようにしたらよいですか。
A 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人は、厚生年金保険や共済組合などの公的年金制度に加入している人を除き、国民年金への加入手続きをしなければなりません。
会社を退職した人は、国民年金第1号被保険者(自営業者、学生、フリーター、無職者等)の加入手続きを居住する市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。

また、配偶者が第3号被保険者(厚生年金加入者に扶養されている配偶者)であった場合は、合わせて第1号被保険者への種別変更手続きが必要です。
手続きの際には、年金手帳、印鑑、退職日の分かる書類(離職票または雇用保険受給資格者証、厚生年金資格喪失証明書、辞令書など)が必要となります。

2020年工業統計調査を実施します

問い合わせ
経営企画課 企画政策係(☎内線535)



経済産業省が主体の工業統計調査を2020年6月1日現在で実施します。

調査の対象 従業者4人以上の全ての製造事業所が対象です。ただし、従業者が3人以下の事業所についても、準備調査として、事業所名や従業者数などの確認を行います。
調査方法 郵送による配布にて実施します。
調査結果の利用 中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策のための基礎資料として利用されます。

なお、調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にあります。
調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします。

40歳未満がん患者を支援します

問い合わせ
元気づくり課健康推進係(928)2000



対象 次の全てに該当する人
・サービスマン利用時に市内に住所を有する40歳未満の人
・末期がん患者
・在宅での療養において、生活支援または介護が必要なお人
・他の事業において、同様の助成を受けることができない人

助成内容 訪問介護、福祉用具貸与・購入に要する費用(1か月あたり上限6万円)のうち、9割(生活保護世帯は10割)に相当する額
利用方法 申請書と主治医の意見書を保健センターに提出し、利用決定後にサービスマンを受けた領収書などを添えて助成の請求をしてください。
※必要書類など、詳細は保健センターへお問合せください。

就学援助の申請はお済みですか

問い合わせ
学校教育課 義務教育係(☎内線469・448)



小・中学校での必要な経費(学用品費や給食費・中学校ランチサービスマン利用料など)を支払うことが困難な世帯を対象に、その費用を援助する就学援助制度があります。
本年度分の受給希望者で未申請の人は、早めに申請をしてください。(5月8日(金)までに申請をされた人は、4月1日(水)にさかのぼって認定されます。)

・市民税非課税の世帯
・生活保護の廃止通知を受けたが、なお生活に困っている世帯
・経済的理由などで援助が必要と認められる世帯
※大宰府市立以外の小・中学校に通っている市内在住者も支給対象です。
持ってくるもの
認印、通帳など振込希望口座がわかるもの。

古代の客館跡(史跡広場)がオープンしました
特別史跡水城跡 西門西側園路がオープンしました

問い合わせ 文化財課 保護活用係(☎内線472)



客館とは
古代の大宰府は海外との交流が盛んでした。外交のためはるばる来訪した外国の使節が滞在したのが、客館です。
碁盤目に区画された当時の街の4区画も使う広い施設で、外国使節が利用した大型建物や高級食器が見つかっています。
主な見どころ
・古代の街路を表示しており、街の区画を体感できます。
・見つけた大型建物跡など建物跡の位置を、平面表示しています。
・隣接する展望所から、史跡を一望できます。
・日本遺産「西の都」アプリを現地ですぐと、復元した客館の姿を視聴できます。(iPhone、Android対応。無料ダウンロードできます)

史跡の利用にあたって
・住宅街にあり、線路や県道がすぐ横を通っています。安全安心のため、ルールを守ってご利用ください。
・駐車場はありません。また史跡利用以外の駐輪はご遠慮ください。
・バスの乗入、イベント利用などは、事前に協議や手続きが必要です。
また、水城西門跡から大野城市水城ゆめ広場を結ぶ史跡整備工事を行い、4月に園路がオープンしました。水城跡の見学や散策にご利用ください。

生活困窮者への生活の困りごと相談窓口を開設しています

問い合わせ 生活支援課 生活支援係(☎内線375)



生活支援課では、経済的に困窮し、健康・仕事・家族・お金、ひきこもりや就職氷河期世代など生活に関わるさまざまな問題を一つ一つ整理し、解決の方法を一緒に考えるため、次のような支援を行います。相談の際は事前予約をお願いします。

〈自立相談支援事業〉

自立相談支援員が不安や困りごとを伺って、解決策と一緒に考えます。相談から解決まで、その人に合った支援計画を立て、関係機関と連携を取り、相談者に寄り添った支援を行います。

〈住居確保給付金〉

家賃相当額を支給します。収入が減り、住居を失った人、または失うおそれのある人で就労意欲のある人を対象として、一定期間家賃相当額を支給します(支給要件があります)。

〈家計改善支援事業〉

債務整理や家計管理などを手伝います。家計の収支のバランスが崩れている場合は、収入を増やすだけでなく支出を見直す

ことも必要です。相談員と一緒に家計を見直し、安定した家計の維持を応援します。相談日は毎週(月)、(火)、(木)です。

〈就労準備支援事業〉

一般就労に向けた支援を行います。今まで働いた経験がない人やひきこもっていた人など、すぐに仕事に就くのが難しい人に対して、生活習慣の改善、対人関係の不安軽減、職場体験による働くイメージ作りや自信回復など、一人一人の状況に合わせたプログラムを作成し、自立に向けた支援を行います。相談日は毎週(月)、(水)、(金)です。



令和2年度健康診査実施の見合わせについて

問い合わせ
 特定健診について 国保年金課(☎内線312)
 がん検診について 元気づくり課(保健センター)☎(928)2000



健康

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、まん延防止や安全確保の観点から、6月から開始予定の特定健康診査・一般健康診査・がん検診(胃・乳・子宮・肺・大腸・前立腺がん)の実施を下記のとおり見合わせます。

日程などが確定したのち、改めて広報やホームページなどで皆さんへご案内しますので、確認をお願いします。

【今後の予定】

健診の種類	健診内容	実施予定
集団健(検)診	特定健康診査 一般健康診査	6月下旬開始予定でしたが、当面の間、健(検)診実施を見合わせます。 ●対象者の皆さんへ配付していただいた特定健康診査の受診券は、健診実施の目途が立ちましたら順次お送りします。
	がん検診 (胃部X線・乳・子宮・肺・大腸・前立腺がん)	
個別健(検)診	特定健康診査 大腸がん検診	6月開始予定ですが、延期の可能性が あります。
	胃内視鏡(胃カメラ) 検診	7月開始予定ですが、延期の可能性が あります。 ●対象者の皆さんへ配付していただいた胃内視鏡検診のクーポン券は、検診実施の目途が立ちましたら順次お送りします。

令和2年度 厚生労働省慰霊巡拝のお知らせ

問い合わせ
 福祉課 福祉政策係(☎内線363)
 または福岡県福祉労働部保護・援護課☎(643)3301



福祉

厚生労働省では、先の大戦における戦没者の人々を追悼し、平和を祈念するため、慰霊巡拝団員を募集します。

資格 各地域における戦没者の遺族(配偶者(再婚した人を除く)、父母、子、兄弟姉妹、孫、甥姪、参加する遺族(子・兄弟姉妹の配偶者))

費用 目安は、おおよそ20万～35万円。硫黄島の場合は2万～3万円です。

※予定時期、期間、人員など相手国の都合などにより変更することがあります。

	実施予定時期	市への申し込み締切日	
ビスマーク諸島	10月10日(土)～10月17日(土)	5月27日	(水)
ミャンマー	11月12日(土)～11月20日(金)	6月9日	(火)
トラック諸島	10月23日(金)～10月28日(水)	6月10日	(水)
フィリピン(1班)	2月19日(金)～2月26日(金)	9月2日	(水)
フィリピン(2班)			
フィリピン(3班)			
硫黄島(第1次)	11月中旬	—	—
硫黄島(第2次)	2月中旬	—	—

戦没者等のご遺族の皆さんへ 第十一回特別弔慰金の受付を開始しました

受付・問い合わせ 福祉課 福祉政策係(☎内線363)



福祉

戦後70周年という節目の機会をとらえ、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

支給要件

以下の全てに該当すること。
 ・令和2年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人がいない
 ・戦没者等の死亡当時に出生していること。なお、子は戦没者等の死亡当時の胎児も含む。

※請求書関係は上記の問い合わせ先に備え付けています。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限

令和5年3月31日(金)まで

必要なもの

印鑑、請求者の戸籍抄本 ※その他別途書類が必要な場合があります。

順位	支給対象者(下記順番による最先順位のご遺族 1人)
①	令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
②	戦没者等の子
③ ④ ⑤ ⑥	次の要件を全て満たす、③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹 ・戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していた。 ・令和2年4月1日時点で戦没者等の遺族以外の人と、氏を改める婚姻をしていない、事実上の婚姻関係にない、養子になっていない。なお、戦没者等の死亡日に行った婚姻や養子縁組が令和2年4月1日時点で継続している場合は問題ありません。
⑦ ⑧ ⑨ ⑩	上記③～⑥の要件を満たさない⑦父母⑧孫⑨祖父母⑩兄弟姉妹
⑪	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた人で、戦没者等の葬祭を行った三親等内親族
⑫	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた人で、戦没者等の葬祭を行わなかった三親等内親族

※受付開始直後(6月ごろまで)は窓口の混雑が予想されます。